

足立区バリアフリー地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区編）

特定事業計画

令和6年12月

足立区

目 次

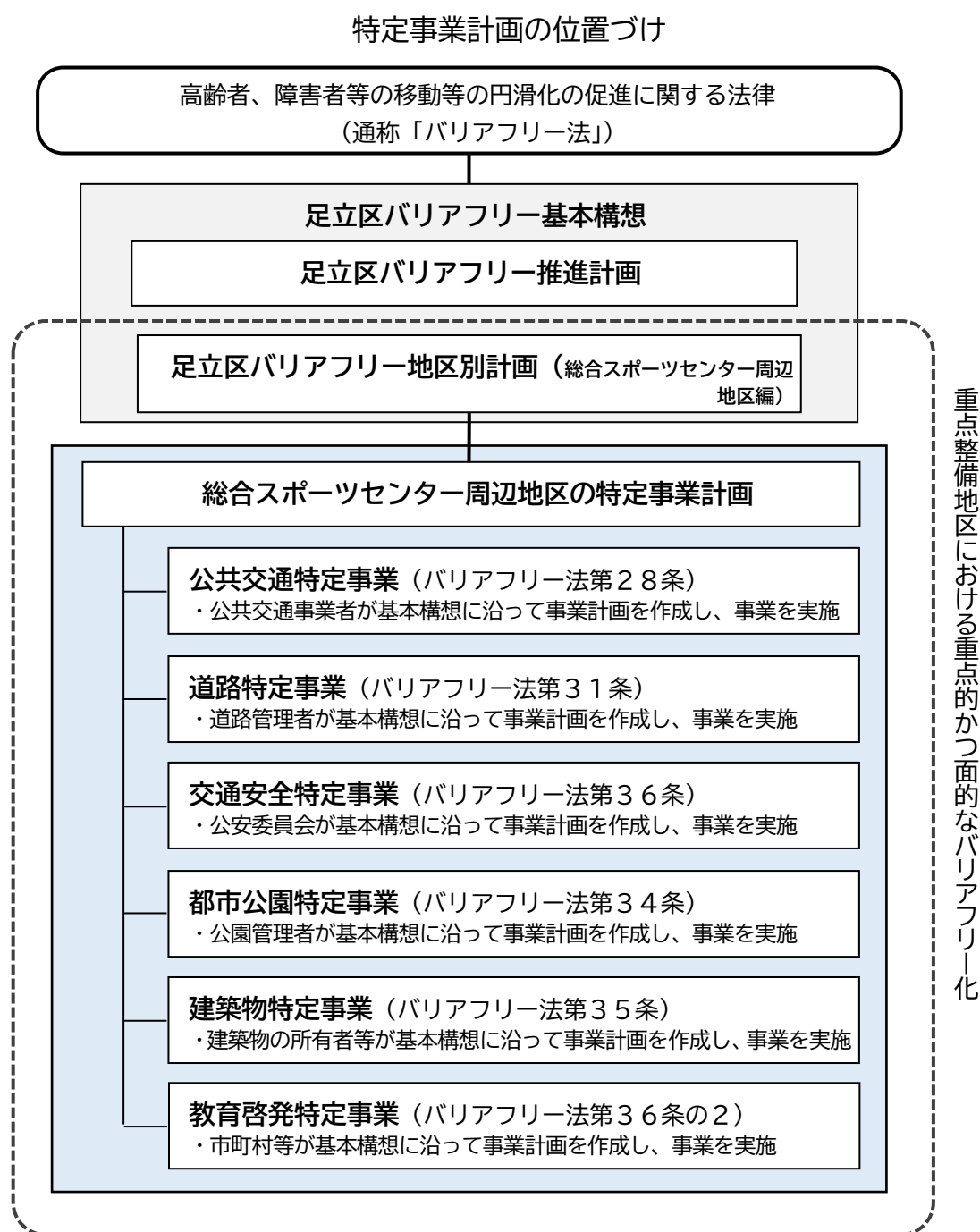
1	特定事業計画の作成について	1
(1)	特定事業計画の位置づけ	1
(2)	特定事業計画の記載内容	2
2	事業ごとの取り組み方針	2
(1)	公共交通特定事業	2
(2)	道路特定事業	2
(3)	交通安全特定事業	2
(4)	都市公園特定事業	2
(5)	建築物特定事業	3
(6)	ソフト面での特定事業	3
3	特定事業計画の作成状況	3
4	個別の特定事業計画	5
(1)	公共交通特定事業	5
(2)	道路特定事業	5
(3)	交通安全特定事業	8
(4)	公園特定事業	9
(5)	建築物特定事業	13
(6)	ソフト面での特定事業	18
<資料>	足立区バリアフリー地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区）一部抜粋	21
1	地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区編）の概要	21
(1)	バリアフリー化の基本的な方針	21
(2)	生活関連施設の設定	22
(3)	生活関連経路の設定	23
(4)	重点整備地区の範囲の設定	24
2	特定事業	26
(1)	公共交通特定事業	26
(2)	道路特定事業	27
(3)	交通安全特定事業	32
(4)	公園特定事業	33
(5)	建築物特定事業	34
(6)	ソフト面での特定事業	36

1 特定事業計画の作成について

(1) 特定事業計画の位置づけ

特定事業とは、地区別計画で定めた重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む事業のことをいいます（バリアフリー法第2条第25号）。

地区別計画で示した特定事業を計画的かつ着実に実施するため、実施する事業の内容や予定期間等を示す具体的な計画として、特定事業計画を策定します。



(2) 特定事業計画の記載内容

特定事業計画では、事業の種類ごとに以下の内容について記載します。

- ア 整備対象
- イ 事業主体
- ウ 事業区間・延長（※道路特定事業のみ）
- エ 事業内容
- オ 事業量・事業費
- カ 実施予定期間
- キ 事業実施に際し配慮すべき重要事項
- ク 事業実施位置図

2 事業ごとの取り組み方針

(1) 公共交通特定事業

<バス>

- ア 現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に乗降できるバス停を整備します。設置するための空間が確保できるバス停には、利用状況に合わせ上屋やベンチを設置します。
- イ 高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等、誰もが円滑に乗降できるノンステップバスを順次導入します。

(2) 道路特定事業

- ア 現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。
- イ 路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。
- ウ 視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。

(3) 交通安全特定事業

- ア 視覚障がい者誘導用ブロック等の設置状況や周辺の交通状況等を勘案し、必要に応じてエスコートゾーンの整備や音響機能付信号機を設置します。
- イ 高輝度な道路標識及び道路標示の設置に関する事業を実施します。

(4) 都市公園特定事業

- ア 現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。
- イ 出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。

(5) 建築物特定事業

ア 現在の構造等を考慮しながら、最新の法令や基準に沿うよう安全・快適・円滑に移動や利用ができる施設を整備します。

(6) ソフト面での特定事業

ア 職員・従業員等が、高齢者・障がい者等に対する適切な接遇・介助等を行うための知識や技術の向上を図るための教育の充実を図るよう働きかけます。

イ 区民にマナー向上とバリアフリーの理解と協力を求める働きかけを行います。

3 特定事業計画の作成状況

(1) 公共交通特定事業

整備対象	事業主体	連絡先	目標時期	特定事業
バス停	東武バスセントラル株式会社		優先度を考慮して順次	
バス			優先度を考慮して順次	

(2) 道路特定事業

整備対象	事業主体	連絡先	目標時期	特定事業
足立13号（花畑大橋通り）	足立区		優先度を考慮して順次	
足立16号（舎人公園通り）			優先度を考慮して順次	○
足立19号			優先度を考慮して順次	
足立20号（六六通り）			優先度を考慮して順次	
足立21号			優先度を考慮して順次	
洲江268号			優先度を考慮して順次	○
洲江280号			優先度を考慮して順次	
洲江285号			優先度を考慮して順次	
花畑316号			優先度を考慮して順次	
洲江322号・洲江323号・洲江324号			優先度を考慮して順次	
花畑330号			優先度を考慮して順次	

(3) 交通安全特定事業

整備対象	事業主体	連絡先	目標時期	特定事業
重点整備地区内	東京都公安委員会		優先度を考慮して順次	○

※別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画を参照

(4) 公園特定事業

整備対象	事業主体	連絡先	目標時期	特定事業
総合スポーツセンター公園	足立区		優先度を考慮して順次	○
東保木間公園			長期	

(5) 建築物特定事業

整備対象	事業主体	連絡先	目標時期	特定事業
総合スポーツセンター	足立区		優先度を考慮して順次	○
花保住区センター			優先度を考慮して順次	○
花保小学校			優先度を考慮して順次	○
花保中学校			優先度を考慮して順次	○
ウエルシア足立南花畑店	ウエルシア薬局		優先度を考慮して順次	○

(6) ソフト面での特定事業

ア 教育啓発特定事業

整備対象	事業主体	連絡先	目標時期	特定事業
重点整備地区内	足立区		短期・長期	○

イ その他

整備対象	事業主体	連絡先	目標時期	特定事業
重点整備地区内	足立区		短期・長期 優先度を考慮して順次	○

※目標時期

短期：短期（おおむね5年以内）での事業完了を目標に実施する事業

長期：短期では事業完了できないが、長期的な取組みにより事業完了を目指す事業

順次：地区内での他の施設のバリアフリー化の進捗状況や、各施設の状況に合わせ施設改修や改築を通じてバリアフリー化する施設の事業

優先度を考慮して順次

：下記の状況にある施設のバリアフリー化事業

(1) バリアフリー化に向けて具体的な計画をしていない施設

(2) バリアフリー化が施設の一部にとどまっている施設

(3) 現行法令でのバリアフリー化は完了しているが、法令改正により更なるバリアフリー化を実施する必要がある施設

4 個別の特定事業計画

(1) 公共交通特定事業

公共交通については、令和6年12月時点で事業計画は定まっています。

(2) 道路特定事業

道路特定事業計画

整備対象	舎人公園通り	事業主体		足立区（東部道路公園維持課）	
事業内容		事業量	事業費	実施予定期間	
				着 手	完 了
低木の植栽		1 路線	10 万円	令和 5 年度	令和 6 年度
資金調達の方法	道路の維持事業				
事業実施に際し 配慮すべき重要事項	誰もが安全かつ円滑に利用できる状態を維持する。				

事業実施位置図、写真等
東保木間二丁目 5 番付近



↓ 一例(横断抑止対策で低木植栽を行う)



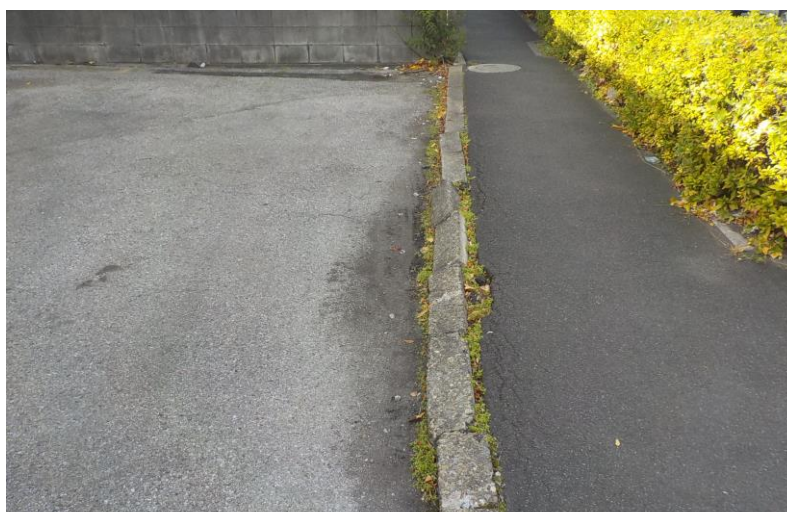
道路特定事業計画

整備対象	舎人公園通り	事業主体	足立区（東部道路公園維持課）	
事業内容	事業量	事業費	実施予定期間	
			着 手	完 了
境石補修	1箇所	400万円	令和5年度	令和6年度
資金調達の方法	道路の維持事業			
事業実施に際し 配慮すべき重要事項	誰もが安全かつ円滑に利用できる状態を維持する。			

事業実施位置図、写真等
東保木間二丁目24番先



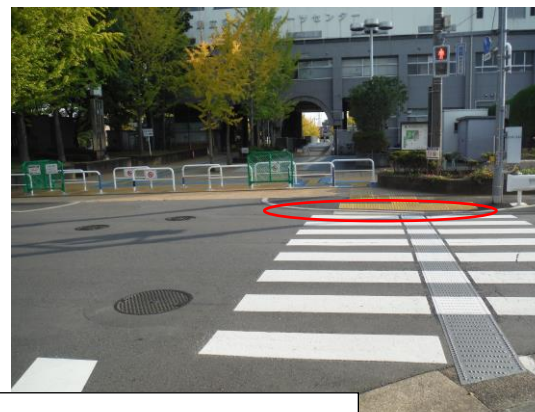
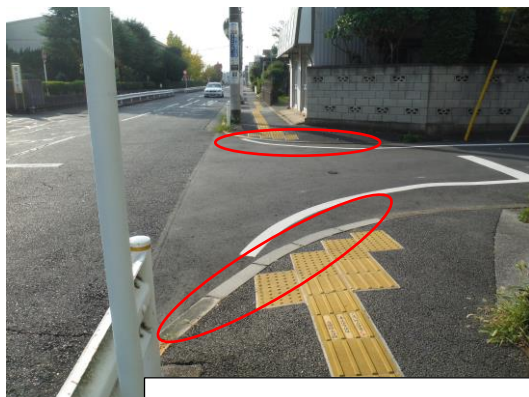
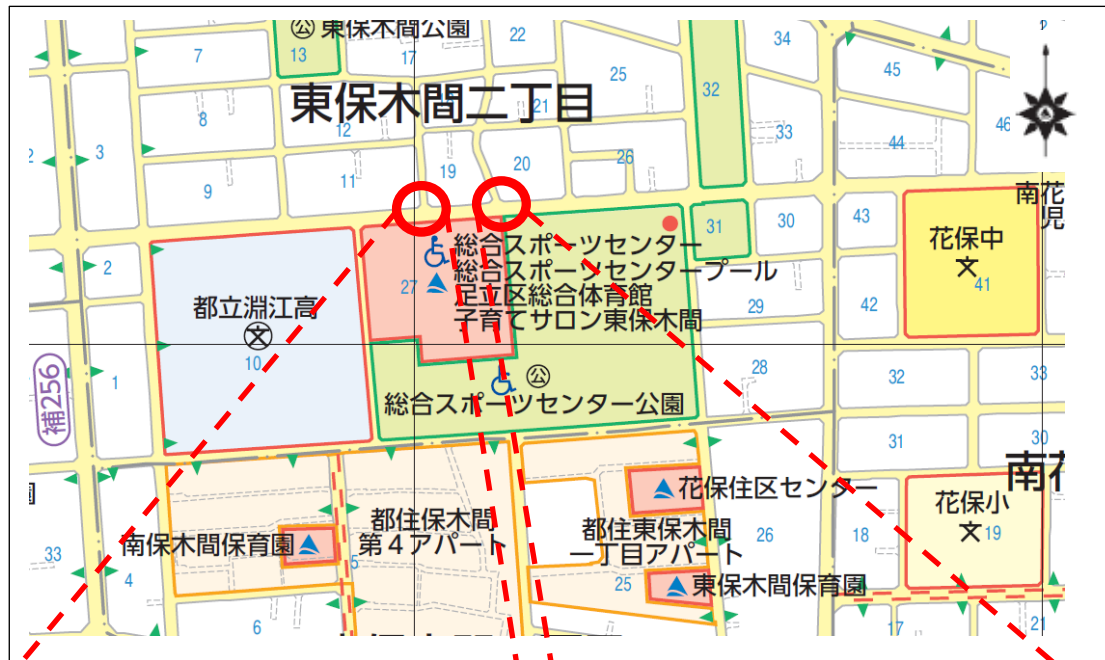
↓ 境石を直す



道路特定事業計画

整備対象	洩江２６８号線	事業主体	足立区（道路整備課）		
事業内容		事業量	事業費	実施予定期間	
				着 手	完 了
歩車道ブロックの取替え		６箇所	３,０００ 千円	令和８年度	令和８年度
車道舗装改修		５００ ㎡	２０,０００ 千円	令和８年度	令和８年度
資金調達の方法					
事業実施に際し 配慮すべき重要事項					

事業実施位置図、写真等



ユニバーサルデザイン型の段差のない歩車道ブロックへの取替え

(3) 交通安全特定事業

「足立区バリアフリー 交通安全特定事業計画 総合スポーツセンター周辺地区
(令和6年6月 東京都公安委員会)」より抜粋

足立区バリアフリー基本構想における重点整備地区 「総合スポーツセンター周辺地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、足立区バリアフリー基本構想に即して、総合スポーツセンター周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	特別区道足立第13号線	花畑大橋通り	足立区保木間3丁目34番から 足立区保木間1丁目31番まで	なし	マックスバリュエクスプレス保木間店
2	特別区道足立第16号線	舎人公園通り	足立区保木間3丁目33番から 足立区南花畑2丁目48番まで		足立成和信用金庫花畑支店、総合スポーツセンター公園、ウエルシア足立南花畑店
3	特別区道足立第19号線		足立区南花畑2丁目34番から 足立区保木間1丁目33番まで		都立淵江高校、総合スポーツセンター公園、とんでん花畑店
4	特別区道足立第20号線	六六通り	足立区保木間1丁目33番から 足立区南花畑2丁目7番まで		カーテン・じゅうたん王国保木間店、ベルクス足立南花畑店
5	特別区道足立第21号線		足立区南花畑4丁目1番から 足立区東保木間1丁目22番まで		ウエルシア足立南花畑店、天狗花畑店、とんでん花畑店、イエローハット足立保木間店、オリンピック保木間店
6	特別区道淵江第268号線		足立区南花畑2丁目48番から 足立区保木間2丁目31番まで		コモディイイダ竹の塚東店、都立淵江高校、総合スポーツセンター公園、天狗花畑店、花保中学校
7	特別区道淵江第274号線		足立区東保木間2丁目14番から 足立区東保木間2丁目9番まで		サンキ保木間店、東保木間公園
8	特別区道淵江第280号線		足立区東保木間2丁目32番から 足立区東保木間2丁目26番まで		総合スポーツセンター公園
9	特別区道淵江第285号線		足立区南花畑2丁目48番から 足立区南花畑2丁目6番まで		ベルクス足立南花畑店
10	特別区道淵江第301号線		足立区東保木間2丁目9番から 足立区東保木間1丁目3番まで		都立淵江高校
11	特別区道淵江第308号線		足立区南花畑2丁目39番から 足立区南花畑2丁目32番まで		花保中学校
12	特別区道淵江第309号線		足立区南花畑2丁目33番から 足立区南花畑2丁目31番まで		花保中学校・花保小学校
13	特別区道淵江第313号線		足立区南花畑2丁目20番から 足立区南花畑2丁目17番まで		花保小学校
14	特別区道花畑第316号線		足立区南花畑5丁目13番から 足立区南花畑5丁目6番まで		総合スポーツセンター公園
15	特別区道淵江第321号線		足立区東保木間1丁目25番から 足立区東保木間1丁目13番まで		

16	特別区道澁江第 322 号線		足立区東保木間 1 丁目 25 番から 足立区東保木間 1 丁目 23 番まで		
17	特別区道澁江第 323 号線		足立区東保木間 2 丁目 31 番から 足立区東保木間 1 丁目 25 番まで		花保住区センター、 総合スポーツセンタ ー公園
18	特別区道澁江第 324 号線		足立区東保木間 1 丁目 23 番から 足立区東保木間 1 丁目 19 番まで		
19	特別区道花畑第 330 号線		足立区南花畑 5 丁目 6 番から 足立区南花畑 5 丁目 5 番まで		総合スポーツセンタ ー公園

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
1	特別区道足立第 13 号線	信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）	令和 6～9 年度
2	特別区道足立第 16 号線	同上	同上
3	特別区道足立第 19 号線	同上	同上
4	特別区道足立第 20 号線	同上	同上
6	特別区道澁江第 268 号線	同上	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注 1） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車 of 指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車 of 指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和 6～9 年度 (継続的に実施)

(注 1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

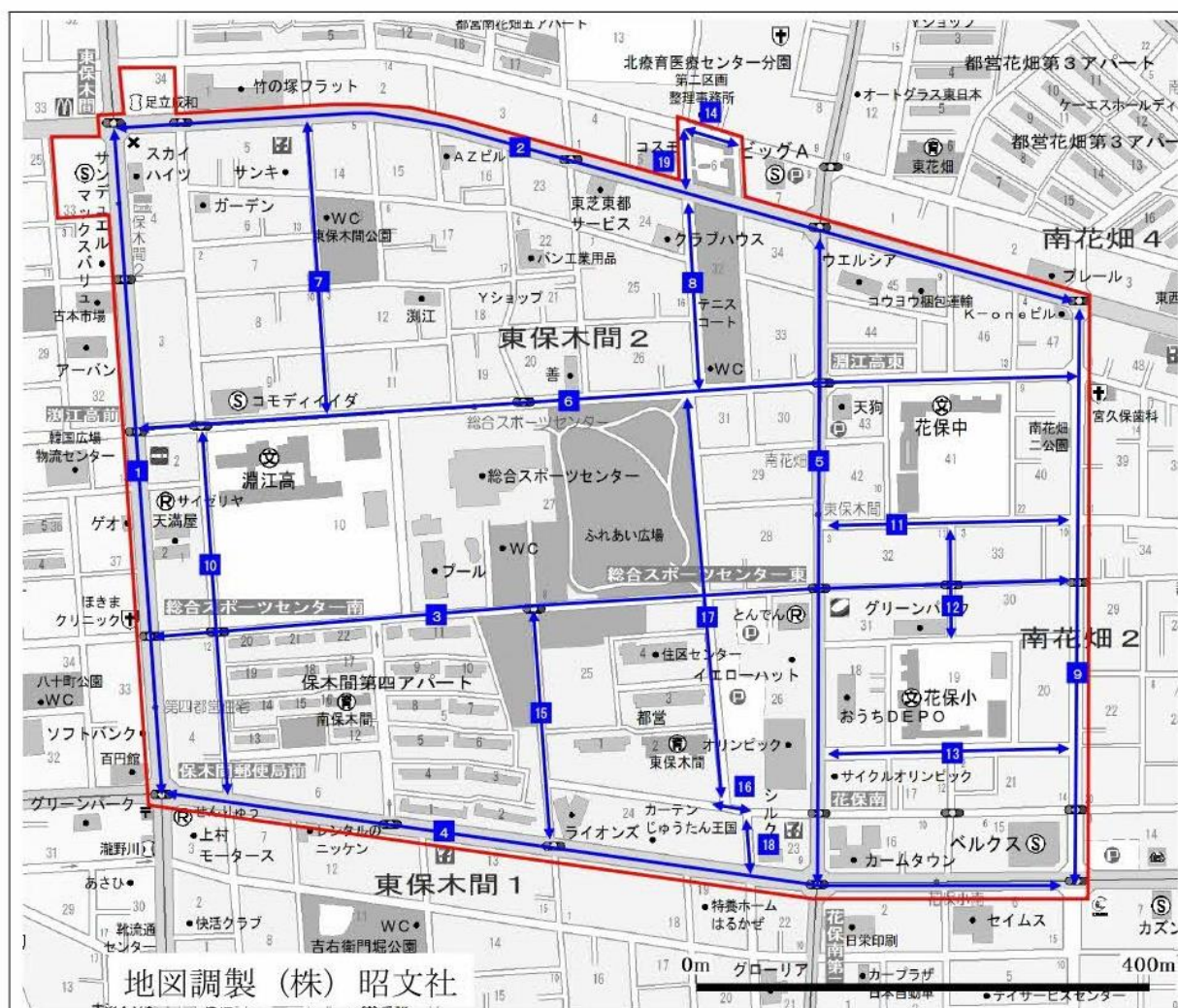
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車 の 指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	足立区
重点整備地区名	総合スポーツセンター周辺地区



< 凡例 >

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間（生活関連経路）

(4) 公園特定事業

都市公園特定事業計画

整備対象	総合スポーツセンター公園	事業主体	足立区（パークイノベーション推進課）		
事業内容	事業量	事業費	実施予定期間		
			着 手	完 了	
出入口改修	1 か所	未定	令和 5 年度	令和 5 年度	
広場改修	1 式	未定	令和 5 年度	令和 5 年度	
トイレ改修	1 か所	未定	令和 5 年度	令和 5 年度	
インクルーシブ遊具設置	1 基	未定	令和 5 年度	令和 5 年度	
事業実施に際し 配慮すべき重要事項					
事業実施位置図、写真等					
N					

(5) 建築物特定事業

建築物特定事業計画

整備対象	総合スポーツセンター	事業主体	足立区（スポーツ振興課）		
事業内容		事業量	事業費	実施予定期間	
				着 手	完 了
大規模改修工事		不明	約 6,000 千円	令和 7 年度	令和 9 年度
資金調達の方法		未定			
事業実施に際し 配慮すべき重要事項		令和 5 年度調査設計委託			

事業実施位置図、写真等



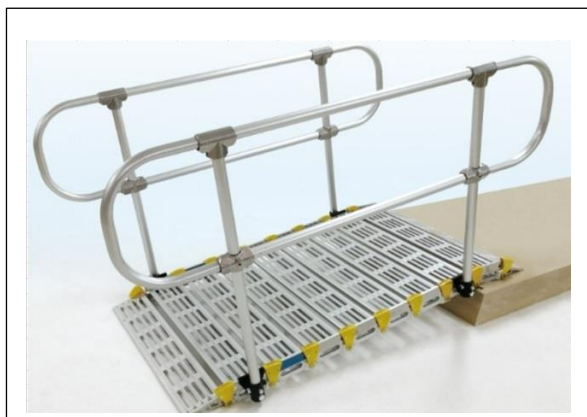
建築物特定事業計画

整備対象	花保住区センター	事業主体	足立区（住区推進課）		
事業内容		事業量	事業費	実施予定期間	
				着 手	完 了
筆談用具の設置		1 個	2 千円	令和5年度	令和5年度
バリアフリースイールの設置				大規模改修時	大規模改修時
資金調達の方法					
事業実施に際し 配慮すべき重要事項					
事業実施位置図、写真等 ア 筆談用具の設置 事務所受付に、筆談用具を設置する。 イ バリアフリースイールの設置 バリアフリースイールの設置を大規模改修工事の際に検討する。					

建築物特定事業計画

整備対象	花保小学校	事業主体	足立区（東部地区建設課）		
事業内容		事業量	事業費	実施予定期間	
				着 手	完 了
バリアフリースイレまでの経路段差解消（スロープ設置等）		1 系統	約 4,000 千円	令和 7 年度	令和 7 年度
資金調達の方法					
事業実施に際し 配慮すべき重要事項					

事業実施位置図、写真等

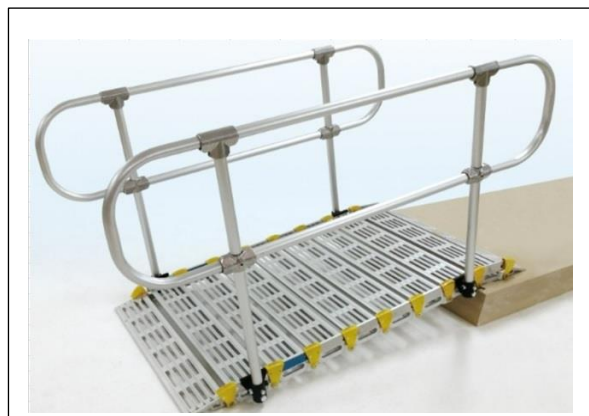


スロープ（例）

建築物特定事業計画

整備対象	花保中学校	事業主体	足立区（東部地区建設課）	
事業内容	事業量	事業費	実施予定期間	
			着 手	完 了
バリアフリースイレまでの経路段差解消（スロープ設置等）	1系統	約4,000千円	令和7年度	令和7年度
資金調達の方法				
事業実施に際し配慮すべき重要事項				

事業実施位置図、写真等



スロープ（例）

建築物特定事業計画

整備対象	ウエルシア足立南花畑店	事業主体	ウエルシア薬局株式会社		
事業内容		事業量	事業費	実施予定期間	
				着 手	完 了
高齢者障がい者等用便房 （バリアフリースイレ）の改修		1 か所	8,250 千円	令和5年度	令和5年度
一般トイレの改修		1 か所		令和5年度	令和5年度
車いす使用者用駐車場の改修		1 か所		令和5年度	令和5年度
敷地内通路の改修		1 式		令和5年度	令和5年度
資金調達の方法		国及び区の補助を活用した整備とする。			
事業実施に際し 配慮すべき重要事項		利用者の要望を踏まえながら、国土交通省「建築設計標準」及び 東京都福祉のまちづくり条例に適合する整備とする。			

事業実施位置図、写真等



(6) ソフト面での特定事業

ア 教育啓発特定事業

教育啓発特定事業計画

整備対象	重点整備地区内	事業主体	足立区	
事業内容	事業量	事業費	実施予定期間	
			着 手	完 了
小学校におけるユニバーサルデザイン出張講座	—	—	着手済み	継続
「合理的配慮の提供」の義務化やそれに伴う適切な行動に関する周知と情報発信	—	—	令和6年度	継続
資金調達の方法				
事業実施に際し配慮すべき重要事項				

(ア) ユニバーサルデザイン出張講座

「ユニバーサルデザインのまちを作るには、施設整備と同時に、気づかいや手伝いを行う“こころづかい”も重要である」ことに力点を置いた講座である。

- ① 全編を通して児童に問いかける形式をとり各自の考察を促す内容（1コマ45分間）
- ② ワークシート「ユニバーサルデザインを探そう（駅・ショッピングセンター）」を使用し、各自（含むグループワーク）で探し発表させる。
- ③ UD啓発パンフレット「あだちのユニバーサルデザイン」の配布
- ④ 授業後のアンケートを集計し、結果を次回以降の講座に反映



(イ) SNSなどによる情報発信・周知啓発

区民及び事業者に対し、「合理的配慮の提供」の義務化やそれに伴う行動（対話・心づかい等）の周知等の活動を行う。

- ① 障害者差別解消法において、事業者による「合理的配慮の提供」が義務づけられた。
- ② 区民（利用者）も事業者も制度を理解し、できる限り事業者と障がい者の両方で話し合いを持つことが重要であることを啓発する。
- ③ 一定規模以上の公共交通事業者等は、バリアフリー法に基づき、毎年度、ハード・ソフト両面の取組に関する「移動等円滑化取組報告書」の公表が義務づけられている。
- ④ 接遇研修などのソフト面における事業者の取組を区からも紹介するなど、意識向上に努めていく。

教育啓発特定事業計画

整備対象	重点整備地区内	事業主体	足立区		
事業内容		事業量	事業費	実施予定期間	
				着 手	完 了
学校等における交通安全教育		—	—	着手済み	継続
資金調達の方法					
事業実施に際し 配慮すべき重要事項					

(ア) 幼稚園、保育園での交通安全教室

- ① 警察署と連携して実施
- ② 交通安全に関するビデオ鑑賞、交通安全講話、模擬交差点を使用しての歩行訓練実施
- ③ 反射材ストラップの配布



(イ) 自転車安全運転免許発行事業

- ① 警察署と連携して実施
- ② 対象は小学3年生
- ③ 交通安全講話、自転車実技、筆記テストを実施
- ④ 修了した児童に顔写真入りの免許証を発行



(ウ) スタントマンを活用した体験型交通安全教室

- ① 警察署と連携して実施
- ② 3年で区内全校一巡するよう実施
- ③ 交通安全講話、交通事故及び自転車の危険運転をスタントマンによる再現で疑似体験
- ④ 受講後のアンケートを活用し、自分の自転車運転等を振り返る機会とする。



イ その他

その他の特定事業計画

整備対象	重点地区内	事業主体	足立区		
事業内容		事業量	事業費	実施予定期間	
				着 手	完 了
道路の不法占用・不正使用等の解消		—	—	必要に応じて	継続
資金調達の方法					
事業実施に際し 配慮すべき重要事項		原因者の状況を把握し、適切な指導・改善を図っていく必要がある			

事業実施位置図、写真等

(ア) 道水路等への不法占用並びに不正使用の監察及び指導

① 定期パトロールの実施、不法占有・不正使用者の確認、指導の実施



(イ) 道水路等への不法投棄の監察及び指導

① 定期パトロールの実施、不法投棄者の確認、指導の実施



(ウ) 私道や自主管理歩道等への不法投棄の相談

① 現地確認、管理区分の説明、対応策の助言、注意看板の貸出制度の紹介等の実施

<資料>足立区バリアフリー地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区）一部抜粋

1 地区別計画（総合スポーツセンター周辺地区編）の概要

（１）バリアフリー化の基本的な方針

バリアフリー法等の法令・基準や地区内の現状を踏まえ、以下の３点をバリアフリー化の基本的な方針とします。

総合スポーツセンター周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針

基本方針１

総合スポーツセンターを中心とした徒歩圏において、不特定多数の人が利用する施設とそれらの施設を結ぶ道路を対象とした面的なバリアフリー化を推進する。

基本方針２

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が公共交通から総合スポーツセンターおよび周辺施設に円滑に移動できるように、バリアフリー化された歩行空間ネットワークを形成する。

基本方針３

施設のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、施設を利用する方々の円滑な移動やコミュニケーションを手助けするための知識や技術を、施設の管理者や職員が身につけるために必要な研修など、施設管理者の接遇や介助水準向上を目指したソフト面の対応策も推進する。

(2) 生活関連施設の設定

総合スポーツセンター周辺地区におけるバリアフリー化する対象の施設である生活関連施設を下表のとおり設定します。

総合スポーツセンター周辺地区の生活関連施設の一覧

○：区の施設

※印は、すでに施設内・外において一部又は全部でバリアフリー化されている施設

生活関連施設		総合スポーツセンター周辺地区内の 対象となる施設
種別	種類	
公園	都市公園	○ 総合スポーツセンター公園
		○ 東保木間公園
建築物	教育施設	○ 花保小学校
		○ 花保中学校
		都立淵江高校
	文化・スポーツ施設	○ 総合スポーツセンター
		○ 花保住区センター
	商業施設	マックスバリュエクスプレス保木間店※
		サンキ保木間店
		ウエルシア足立南花畑店
		コモディイイダ竹の塚東店
		天狗花畑店
		とんでん花畑店
		イエローハット足立保木間店
		オリンピック保木間店
		カーテン・じゅうたん王国保木間店
		ベルクス足立南花畑店
	金融機関・郵便局	足立成和信用金庫花畑支店

備考：施設については北側(同一の場合は西側)から順番に記載

(3) 生活関連経路の設定

以下のような区道の道路等を総合スポーツセンター周辺地区における生活関連経路に設定します。

- ア 生活関連施設同士を結ぶ経路
- イ 生活関連施設と最寄りのバス停とを結ぶ経路
- ウ できる限り歩道のある経路

なお生活関連経路のうち、バリアフリー化の優先度が高い経路を「主要経路」、バリアフリー化の優先度としては低いですが、経路のネットワーク性を高めるために必要な経路を「ネットワーク経路」として定めます。

総合スポーツセンター周辺地区の生活関連経路は、下記の通りです。

総合スポーツセンター周辺地区の生活関連経路の一覧

() 道路愛称名 ○：ネットワーク経路が含まれる路線

生活関連経路		生活関連経路となる道路	
種別	管理区分		
道路	足立区	足立13号(花畑大橋通り)	
		足立16号(舎人公園通り)	
		足立19号	○
		足立20号(六六通り)	
		足立21号	
		洺江268号	
		洺江274号	
		洺江280号	
		洺江285号	
		洺江301号	○
		洺江308号	○
		洺江309号	○
		洺江313号	
		花畑316号	
		洺江321号	○
		洺江322号・洺江323号・洺江324号	
		花畑330号	

生活関連経路の総延長：約7,100m

(うち主要経路：約6,000m、ネットワーク経路：約1,100m)

※ 道路番号の順に記載

(4) 重点整備地区の範囲の設定

以下の条件をもとに総合スポーツセンター周辺地区における重点整備地区（地区別計画策定）の範囲を設定します。

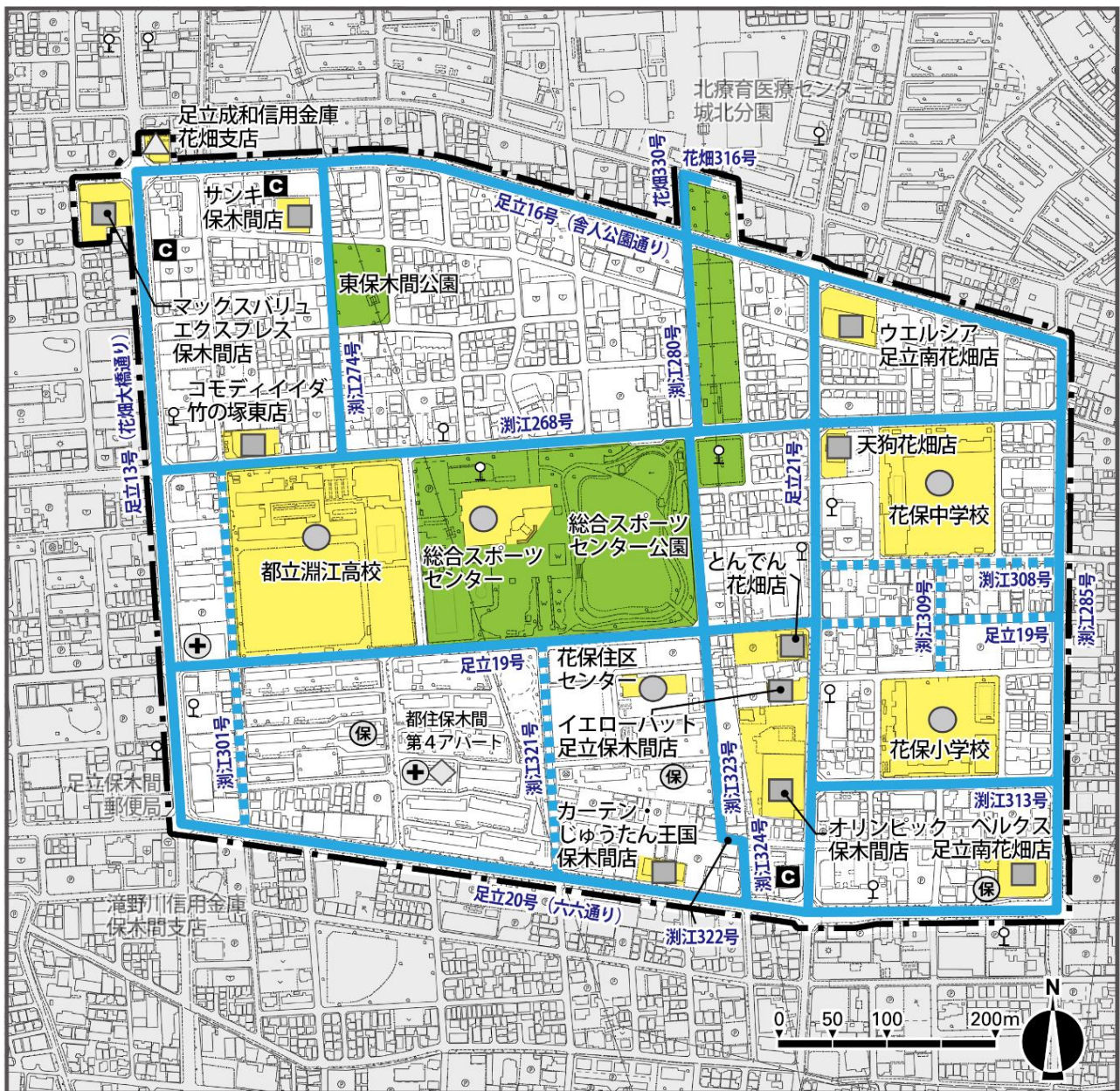
ア 総合スポーツセンターの中央部を中心に半径500～1,000mの徒歩圏とする。

イ 河川や幹線道路、町（丁）の境界等の区画を考慮する。

ウ 町（丁）の境界に関係なく、地区内の生活に関連した生活関連施設及び生活関連経路を含めた範囲とする。

本計画の重点整備地区（面積：約52ha）は、次ページのとおりです。

重点整備地区の区域と生活関連施設・経路



(この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形を利用して作成したものである。(承認番号) MMT利許第04-121号)

凡例

- 生活関連施設
- 生活関連施設 (公園)
- 生活関連経路 (主要経路)
- 生活関連経路 (ネットワーク経路)
- 測江〇〇号
足立〇〇号
- 重点整備地区 (対象区域)

施設凡例

- 公共施設
- 商業施設
- + 診療所
- ◇ 薬局・ドラッグストア
- C コンビニ
- △ 金融機関
- 保 保育園
- ♀ バス停

2 特定事業

本計画の目標時期について以下のように定めます。

短 期	短期（おおむね5年以内）での事業完了を目標に実施する事業
長 期	短期では事業完了できないが、長期的な取組みにより事業完了を目指す事業
順 次	地区内での他の施設のバリアフリー化の進捗状況や、各施設の状況に合わせ施設改修や改築を通じてバリアフリー化する施設の事業
優先度を考慮して順次	
下記の状況にある施設のバリアフリー化事業	
(1) バリアフリー化に向けて具体的な計画をしていない施設	
(2) バリアフリー化が施設の一部にとどまっている施設	
(3) 現行法令でのバリアフリー化は完了しているが、法令改正により更なるバリアフリー化を実施する必要がある施設	

(1) 公共交通特定事業

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
バス停	バス事業者	多くのバス停で上屋やベンチ、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に乗降できるバス停を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
			設置するための空間が確保できるバス停には、利用状況に合わせ上屋やベンチを設置します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
バス		足立区総合交通計画において、バス停や車両の利用環境の向上について計画が示されている。	高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等、誰もが円滑に乗降できるノンステップバスを順次導入します。	優先度を考慮して 順次 ○	○

(2) 道路特定事業

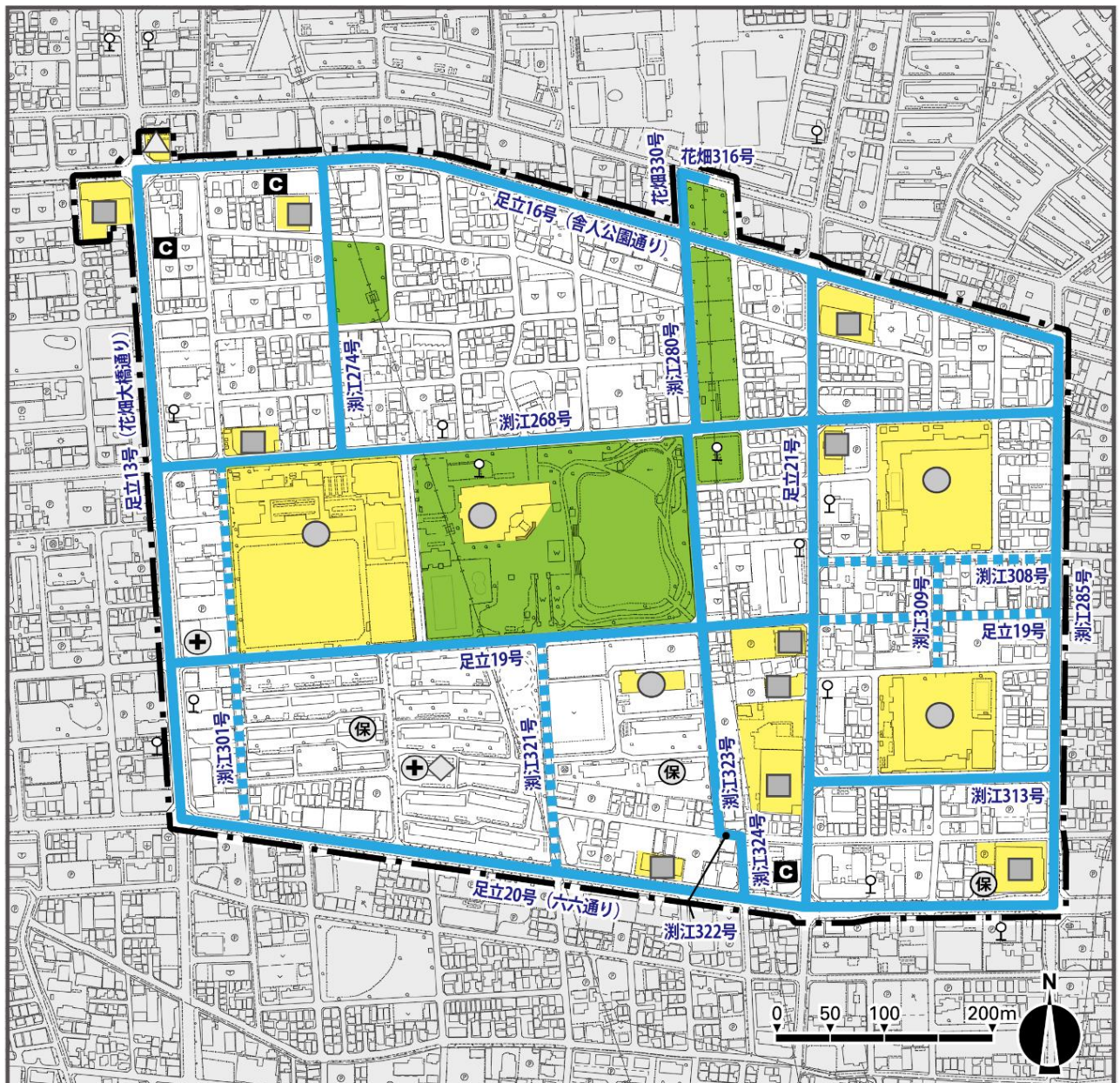
整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
足立13号 (花畑大橋 通り)	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		歩道の 平坦性	横断歩道に接する歩道と車道の段差が高く、車椅子やベビーカー等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
			歩道が平坦ではない箇所がある。			
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		
足立16号 (舎人公園 通り)	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		歩道の 平坦性	横断歩道に接する歩道と車道の段差が高く、車椅子やベビーカー等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
			歩道が平坦ではない箇所がある。			
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
足立１９号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道が連続していない箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		
足立２０号 (六六通り)	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		
足立２１号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
瀏江268号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		歩道の 平坦性	歩道と車道の段差が高く、車椅子やベビーカー等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
			歩道が平坦ではない箇所がある。			
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		
瀏江280号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		
瀏江285号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。		

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
花畑316号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	優先度を考慮して 順次	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。	○	○
刈江322号 刈江323号 刈江324号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道が連続していない箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	優先度を考慮して 順次	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。	○	○
花畑330号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行空間を整備します。	優先度を考慮して 順次	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用シートやブロックを設置します。	○	○

道路特定事業箇所図



(この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形を利用して作成したものである。(承認番号) MMT利許第04-121号)

凡例

- 生活関連施設
- 生活関連施設 (公園)
- 生活関連経路 (主要経路)
- 生活関連経路 (ネットワーク経路)
- 測江〇〇号
足立〇〇号 道路路線名
- 重点整備地区 (対象区域)

施設凡例

- 公共施設
- 商業施設
- + 診療所
- ◇ 薬局・ドラッグストア
- C コンビニ
- △ 金融機関
- 保 保育園
- ♀ バス停

(3) 交通安全特定事業

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
重点整備 地区内	東京都公安委員会	信号機 及び エスコートゾーン	交差点等で、エスコートゾーンや音響機能付信号などの設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック等の設置状況や周辺の交通状況等を勘案し、必要に応じてエスコートゾーンの整備や音響機能付信号機を設置します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		道路標識 及び 道路標示	反射材料等を用いた道路標識（規制標識）や道路標示を設置し、誰もが安全に通行できる道路とする必要がある。	高輝度な道路標識及び道路標示の設置に関する事業を実施します。	優先度を考慮して 順次 ○	○

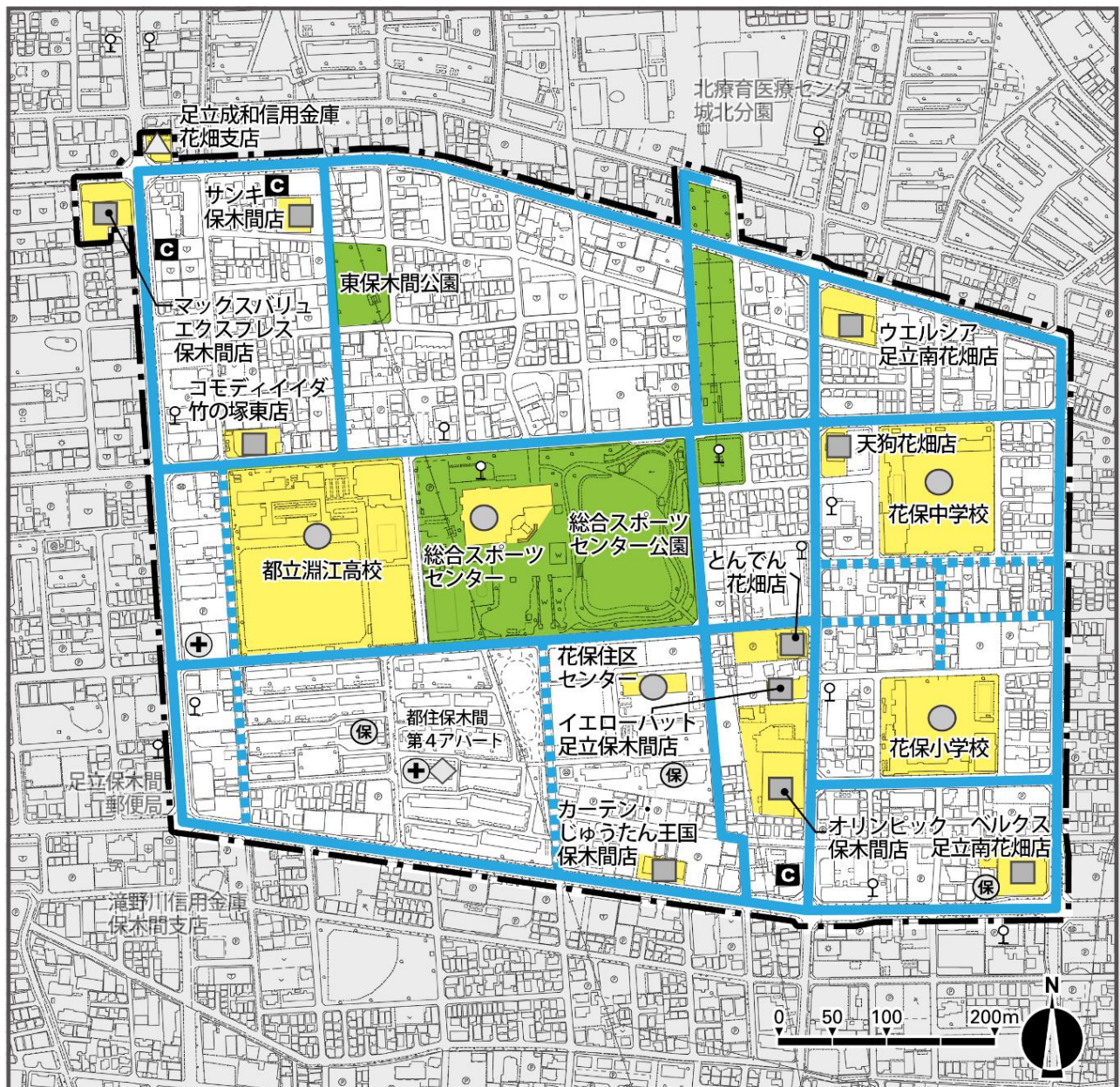
(4) 公園特定事業

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
総合スポーツセンター 公園	足立区	公園全体	出入口、園路、設備等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		出入口や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。		
東保木間公園	足立区	公園全体	出入口、園路、設備等にバリアフリー化の必要性がある箇所がある。	現在の出入口及び園路の構造や、施設の状況等を考慮して、安全かつ快適に利用できる公園を整備します。		○
		出入口や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。		

(5) 建築物特定事業

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
総合 スポーツ センター	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、最新の法令や基準に沿うよう安全・快適・円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
花保住区 センター	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、最新の法令や基準に沿うよう安全・快適・円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
花保 小学校	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、最新の法令や基準に沿うよう安全・快適・円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
花保 中学校	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、最新の法令や基準に沿うよう安全・快適・円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
ウエルシア足立南 花畑店	ウエルシア薬局	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等や利用者の利便性向上などの新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、最新の法令や基準に沿うよう安全・快適・円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○	○

公園特定事業・建築物特定事業箇所図



(この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形を利用して作成したものである。(承認番号) MMT利許第04-121号)

凡例

- 生活関連施設
- 生活関連施設 (公園)
- 生活関連経路 (主要経路)
- 生活関連経路 (ネットワーク経路)
- 重点整備地区 (対象区域)

施設凡例

- 公共施設
- 商業施設
- + 診療所
- ◇ 薬局・ドラッグストア
- C コンビニ
- △ 金融機関
- 保 保育園
- ♀ バス停

(6) ソフト面での特定事業

ア 教育啓発特定事

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に向けた 取り組み	目標時期	
				短期	長期
重点整備 地区内	足立区	足立区バリアフリー推進計画に、移動の手助けやコミュニケーション方法に配慮した対応等に対する理解や協力を推進する啓発等について指針が示されている。	事業者及び施設管理者等が、高齢者・障がい者等に対する適切な対応及び必要な介助等を行ための知識と技術の向上を図るため、職員・従業員等に対する教育の充実を図るよう事業者等に働きかけます。	○	○
			区民に対して、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国出身の方等への接し方や支援の方法を学び、理解と協力を深めるよう働きかけます。	○	○
		足立区バリアフリー推進計画に、区民一人ひとりの配慮を必要とする「心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの機運の醸成」についての指針が示されている。	区民に対して視覚障がい者誘導用シートやブロック、バリアフリースイッチ、障がい者等用の駐車スペースなど、必要としている人が利用できるようなルールを守り、マナーの向上に努めるよう働きかけます。	○	○

イ その他

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
重点整備 地区内	足立区	歩道	歩道上に雑草や植木鉢などがはみ出し、通行しにくい箇所がある。	歩行空間の機能を維持・保全するため、商品のはみ出し陳列や看板等の設置など、不法占用物に対する移動・撤去等の指導を行います。区管轄外の道路においては道路管理者への働きかけを行います。	優先度を考慮して 順次	
		自転車	歩道に置かれた自転車や、歩道上を走る自転車のために歩行者が危ない場合がある。	第11次交通安全計画で計画した自転車利用の交通ルールの順守や走行マナーの向上の目標達成を目指し、普及啓発を進めます。	○	○
		足立区バリアフリー推進計画に、区民一人ひとりの配慮を必要とする「心のバリアフリー、心のユニバーサルデザインの機運の醸成」について指針が示されている。		医療機関、商業施設、金融機関の施設管理者に対して高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国出身の方等の要望を取り入れ、バリアフリー化の推進に努めるよう働きかけます。	○	○